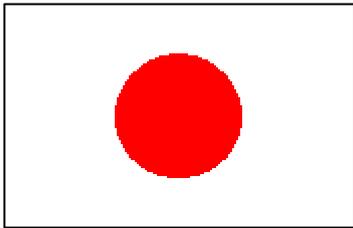


# 日 E U 規制改革対話

対 E U 優先要望



2001年1月

## E Uの規制改革に関する日本側（優先）提案及びコメント

### 目次

(ページ)

対E U規制改革優先要望リストについて.....	1
( A . 分野横断的規制 )	
1 . 商法・商慣行・競争.....	2
2 . 基準・認証.....	3
3 . 雇用.....	5
4 . 貿易・関税.....	6
5 . 情報・知的財産.....	7
( B . 業種別規制 )	
6 . 法律サービス.....	8
7 . 電気通信.....	9
8 . 金融サービス.....	1 2
9 . 自動車.....	1 4
1 0 . 建設.....	1 5
1 1 . 観光.....	1 6
( C . 環境・食品安全関連規制 )	
1 2 . 環境.....	1 7
1 3 . 食品、T S E、ペットフード.....	1 9
( D . 在留邦人に関する規制 )	
1 4 . 運転免許.....	2 1
1 5 . 滞在・労働許可.....	2 2
1 6 . 社会保障.....	2 6

### 対E U規制改革優先要望リストについて

昨年10月に我が国より提出した要望(20分野120項目)につき、分野横断的規制、業種別規制、環境・食品安全関連規制、及び在留邦人に関する規制の4つの視点から優先要望となる項目を厳選した結果、本優先要望リストは最終的に新規要望2項目を含め16分野50項目となった。

なお、10月の要望リストとの関連性を明確にするため、各項目の後に昨年10月要望リスト中の項目番号を付した。また、新たな追加要望については を付した。

## **A . 分野横断的規制**

### **1 . 商法・商慣行・競争**

#### **( 1 ) 欧州会社法の早期成立 ( 0 0 年 1 0 月要望リスト 4 . ( 6 ) )**

多国籍企業が E U 加盟国に子会社を作らなくとも域内の 1 カ国で欧州会社 S E ( Societas Europaea ) の形態として会社を作れば E U 中でオペレート出来るという指令案が 1 9 7 0 年に出されたが、 3 0 年以上にわたり採択に至らなかった。 2 0 0 0 年 1 2 月の二一ス欧州理事会では、 2 0 0 1 年早期の指令成立を目指すことで合意が形成されたと承知するが、 E U 域内での効率的な事業推進のためにも指令の早期の採択が望まれるところであり、最新の動向及び具体的成立見通しにつき説明を求める。

#### **( 2 ) E U 域内の複数加盟国間での損益通算を認める指令の早期成立**

( 0 0 年 1 0 月要望リスト 4 . ( 7 ) )

ある加盟国内の居住法人の利益と他の加盟国にある子会社によって生じた損失を相殺することができるように 1 9 9 1 年に出された指令案が未だに指令になっていない。欧州における投資促進のため同指令案の早期採択を望む。前回回答では、近い将来の採択見込みは無い由だったところ、現時点までの進捗状況及び今後の見込みにつき説明を求める。

#### **( 3 ) 合併・買収審査の際の第三者への情報提供要請の慎重な運用**

企業の合併・買収を審査する際、規則 4 0 6 4 / 8 9 に基づく欧州委からの情報提供要請について、合併・買収当事者以外の第三者企業も、情報提供拒否や提供した情報が不完全・不正確であるとの理由で制裁金を課される事例がある。また、それにもかかわらず欧州委の情報提供要請書には「要請に応じない場合にペナルティがある」旨明記されていない例がある由である。については、詳細な情報提供が当事者以外の第三者に強制され、対象企業が過度の負担を強いられているとの不満があることに鑑み、また、欧州企業との公平な扱いを担保するとの観点から、提供すべき情報の程度及び第三者への制裁金賦課について、公平かつ透明な形での慎重な運用を要望するとともに、万が一制裁金が賦課される場合には、事前に日本政府への連絡を行うことを要望する。

## 2. 基準・認証

### ( 1 ) E U 域内への工場用機械設備の輸出 ( 0 0 年 1 0 月要望リスト 5 . ( 8 ) )

日本においては安全上問題がない旨認証されている機械設備を、欧州に設置するために輸出する際には、欧州の C E 安全規制に合致させるよう機械設備に手直しをする必要があるが、C E 安全規制指令を受けて制定されている各国の国内規制に差があるため、日本企業が複数の E U 加盟国に機械設備を設置する際に異なる手直しが必要となっている。ついては、各国の規制が統一されるよう要望する。

### ( 2 ) 中東欧と欧州の適合性評価協定 ( 0 0 年 1 0 月要望リスト 5 . ( 6 ) )

中東欧と欧州の適合性評価協定 ( ECAA or PECA ) の早期締結を要望する。また中東欧諸国の中には、欧州指令に加えて別途の国家法令への適用を求める国があり、コストアップ要因となっているところ、当該協定の締結にあたっては、同地域においても欧州指令が E U 諸国と同一の解釈、法体系で構築されるよう E U より中東欧諸国に対し働きかけることを要望する。

### ( 3 ) 欧州市場における機械の検査体制 ( 0 0 年 1 0 月要望リスト 5 . ( 7 ) )

欧州指令に適合していない機械について、その旨を明記して欧州市場で販売している輸入業者がいる。欧州指令の検査体制を充実させるとともに、企業に指令を遵守させるインセンティブとして、各国が実際にどのような方法で検査を行い、ペナルティーを課しているのか、各国別に情報を公開することを引き続き要望する。

### ( 4 ) リサイクル・回収義務の不統一 ( 0 0 年 1 0 月要望リスト 5 . ( 5 ) )

前回 4 月の E U 回答において、現在各国毎に異なるリサイクル・マーキング、回収制度を統一することの有益性を認めつつも、こうした作業は国際的な文化及び廃棄物政策の違いが大きいため困難としているが、外国企業が E U 域内において同一製品で各国の環境基準を満たそうとする場合、おのずと各国基準中最も厳しい基準を適用せざるをえず、これは当該国以外においては過剰なコストとなっている。他方、各国毎の基準に適合した製品を作ることも大量生産ができないという点で企業にとって過剰コストである。

現在 E U のリサイクル制度に関しては、部分的に廃電子電気機器指令 ( WEEE ) 等により域内統一基準に向けた努力がなされているが、リサイクル・マーキングに関しては未だ統一的な制度はない。特に、独における Ni-Cd 電池のリサイクルにつ

き、回収制度が厳しく、各国制度の違いにより非効率、混乱を招くとの不満が企業から出されているところ、右を含め引き続きリサイクル・マーキング、回収制度の加盟国間の統一化が図られることを要望する。

### 3 . 雇用

#### ( 1 ) 欧州の雇用制度一般 ( 0 0 年 1 0 月要望リスト 1 4 )

欧州における雇用制度・慣行は我が国のものと比べ、多くの点で雇用者側にとって厳しすぎる内容となっており、解雇、転勤、勤務時間、給与等について我が国進出企業にとって困難を生じている場合が少なくない。これらは必ずしも「規制」の問題とは言えず内外無差別なものもあるが、効率的な労働市場は欧州自身の利益にもつながると考えることから、現実には生じている問題が改善されることを引き続き要望する。

#### ( 2 ) 西の無制限雇用適用制度 ( 0 0 年 1 0 月要望リスト 1 4 . ( 2 ) ( d ) )

西の法律では、特定の工事・労働を行う場合及び市場状況が繁忙である場合は、6ヶ月の期限を上限として、期限付き労働契約を結ぶことができる。

しかし、契約満了後、労働者が同企業で仕事を継続した場合、無期限雇用（本採用）として見なされることになっている。そのため、必要に応じて必要な期間労働者を採用することが不可能であるとともに、日本企業の業務運営上、人事の面で支障を来している。

については、契約満了後の無期限雇用適用制度の撤廃を要望する。

#### ( 3 ) 白の従業員代表保護規定 ( 0 0 年 1 0 月要望リスト 1 4 . ( 4 ) ( e ) )

従業員代表選挙の候補者は、当選者のみならず、代理要員、落選した候補者を含め、次回4年後の選挙まで、勤怠不良でも解雇できない。代理要員及び落選した候補者は、一般従業員と同じ扱いとするよう保護規定を改善することを要望する。

#### 4 . 貿易・関税

##### ・アンチダンピング規則の適切な運用(00年10月要望リスト15.(5))

欧州委員会のアンチダンピング調査について、テレビカメラ用部品の件に見られるように、当局が十分な証拠を有しない段階で、当局の自己の発意に基づいて職権調査を行うことにより、企業活動が妨害されているので、職権調査を行う際には慎重な検討を要望する。また、個人用FAXについて、再審査により対象製品の定義を拡大する動きがあるが、アンチダンピングの再審査制度は対象製品のダンピング課税措置を継続するか否かを判断するためになされるべきものであるため、対象製品の定義見直しについては、新たなダンピング案件としての手続をとることを要望する。

## 5 . 情報・知的財産

### ( 1 ) データベース保護指令 ( Directive 96/9/EC )

( 0 0 年 1 0 月 要 望 リ ス ト そ の 他 ( 2 ) )

9 6 年 に 採 択 さ れ た デ ー タ ベ ー ス の 法 的 保 護 に 関 す る E C 指 令 は、 そ の 保 護 の 対 象 者 を、 E U 加 盟 国 国 民、 E U 域 内 に 居 住 す る 者、 E U 各 国 の 法 律 に 基 づ い て 設 立 さ れ た 会 社 で E U 域 内 に 事 務 所 を 持 つ 者 に 限 定 し て い る。 一 方、 デ ー タ ベ ー ス の 配 信 業 務 は、 E U 域 内 に 事 務 所 を 設 置 し て い な く と も 第 三 国 か ら 簡 単 に 行 う こ と が で き る た め、 E U 域 内 に 事 務 所 を 設 置 す る 必 要 性 は 乏 し い。 結 果 と し て 同 指 令 の た め に、 日 本 企 業 は E U 域 内 へ の 不 必 要 な 事 務 所 の 設 置 を 強 い ら れ 余 分 な コ ス ト が 発 生 し て い る。 つ い て は、 E U 域 内 に 事 務 所 を 設 置 し て い な い 企 業 の デ ー タ ベ ー ス に つ い て も 保 護 さ れ る よ う 規 定 の 改 正 を 要 望 す る。

### ( 2 ) 個人情報保護指令 ( 0 0 年 1 0 月 要 望 リ ス ト 1 7 . 1 )

E U は 十 分 な 情 報 の 保 護 規 定 が な い 国 や 地 域 向 け に は E U 加 盟 国 か ら の 個 人 情 報 を 出 さ な い こ と を 義 務 づ け る 「 個 人 情 報 保 護 指 令 」 を 1 9 9 8 年 1 0 月 に 発 効 さ せ る な ど 政 府 主 導 に よ る 規 制 を 実 施 し て い る。 こ の た め、 E U 域 内 の 現 地 法 人 か ら 採 用 情 報、 顧 客 デ ー タ 等 各 種 情 報 を 本 社 へ 移 転 す る こ と が 制 限 さ れ、 企 業 活 動 に 支 障 が 出 て く る 恐 れ が あ る。 我 が 国 に お い て は、 産 業 界 は、 通 産 省 ガ イ ド ラ イ ン や 個 人 情 報 保 護 に 係 る J I S ( J I S Q 1 5 0 0 1 ) の 遵 守、 プ ラ イ バ シ ー マ ー ク の 取 得 等、 個 人 情 報 を 保 護 す る た め の 自 主 規 制 に 取 り 組 ん で お り、 ま た、 政 府 レ ベ ル で も 現 在、 法 制 化 作 業 を 進 め て い る と こ ろ で あ る。 つ い て は、 今 後 日 E U 間 に お い て 個 人 デ ー タ の 移 転 の 自 由 が 確 保 さ れ る よ う、 E U 側 の 前 向 き な 対 応 を 要 望 す る。

### ( 3 ) 独の著作権法 ( 0 0 年 1 0 月 要 望 リ ス ト 1 7 . ( 2 ) )

独 の 著 作 権 法 で は、 基 本 的 に 私 的 複 製 は 著 作 権 法 の 例 外 と し て 合 法 化 さ れ て い る が、 そ の 対 価 と し て コ ピ ー 機、 ス キ ャ ナ ー、 テ ー プ な ど に つ き G E M A に 対 し て 補 償 金 を 支 払 う と い う 形 に な っ て い る ( 第 5 4 条 第 1 項、 第 5 4 条 a 第 1 項 )。

し か る に、 昨 年 か ら パ ソ コ ン 接 続 用 の C D - W / R W 一 台 に つ き 1 7 マ ル ク の 補 償 金 を 支 払 わ れ ね ば な ら な く な っ て お り、 更 に 昨 年 7 月 に G E M A よ り パ ソ コ ン 一 台 あ た り 4 1 マ ル ク の 補 償 金 を 課 す と の 要 請 書 が パ ソ コ ン メ ー カ ー に 送 ら れ て き て い る。 我 が 方 と し て は、 複 写 及 び 記 録 専 用 で は な い 機 器 に 対 す る 補 償 金 の 賦 課 は 不 合 理 で あ る と 考 え て お り、 本 制 度 の 改 善 を 要 望 す る。

## **B . 業種別規制**

### 6 . 法律サービス

#### **【総論】( 0 0 年 1 0 月 要望リスト 1 . )**

我が国は法律サービスに関し、これまで日・EU規制緩和対話におけるEU側の要望を真摯に受け止め、外弁法改正を含めてできる限りの措置を行ってきたところであるが、他方、我が方からの要望に対し、EU側では十分な改善がなされていないことは遺憾である。

EU各国の代表機関である欧州委の各加盟国に対するイニシアティブを期待し、EU加盟国において、我が国の弁護士が、より容易かつ広範囲に法律サービスを提供できるよう規制を緩和することを要望する。

#### **( 1 ) 仏における外国弁護士の母国の法律サービスに関する業務従事の許可**

( 0 0 年 1 0 月 要望リスト 1 . ( 1 ) )

日本は、かねてからEUに対し、仏が我が国の外弁法のように外国弁護士が特別の試験を経ることなく母国の法律サービスを行う業務に従事することが出来る制度を設けるべきことを要望してきた。

昨年3月2日の会合及び4月10日付け書面の各回答によれば、外国弁護士が仏において外国法に関する法律サービスを提供する場合、あくまで仏における仏語の法律知識検定試験に合格する必要があるとしている。

我が方の要望に対しては、これまで同様、満足のいく回答は得られていないこと、我が国の外弁法において法律知識検定試験の要件が課せられておらず、お互いの制度の同等性の観点から問題があることから、引き続き本要望を維持する。

#### **( 2 ) 独における外国弁護士のいわゆる第三国法に関する法律事務の許容**

( 0 0 年 1 0 月 要望リスト 1 . ( 2 ) )

昨年3月2日の会合及び4月10日付け書面の各回答によれば、独において、外国弁護士は、第三国法(母国法・受入国法ではない外国法)に関する法律事務を取り扱えないが、他国の弁護士と提携することにより、結果として何ら制限なしに第三国法を取り扱えるとしている。

しかし、第三国法を排除する合理的理由は不明であり、また、我が方の要望である外国弁護士が直接第三国法に関しても法律事務が行えるように規制を緩和するとの点では満足のいく回答は得られていないので、引き続き本要望を維持する。

## 7. 電気通信

### (1) 総論：EU各国における通信規制上の問題点

欧州委員会は、昨年12月に「電気通信規制パッケージの実施に関する第6次報告」を公表したところ、その中では、EU各国における通信規制上の問題点があげられている。

我が方としては、同報告の詳細な調査と分析を評価するが、同報告でも述べられている次の指摘については、特に早期の改善を要望する。

(a) 「相互接続約款(相互接続に関する基本的な契約条件)(Reference Interconnection Offer: RIO)」の公表や認可が未だに遅れている加盟国があること、市場から求められている全てのサービスを「RIO」に含めていない国がある等、「RIO」の実施が十分でないこと。

(b) 多数の国の新規事業者が迅速・公平な相互接続の実施に困難を経験していること。

(c) 多数の国で免許料が依然として高い。一部に改善の動きも見られるものの、依然として高額の免許料が適用されていること。

(d) ローカルループアンバンドリング(LLU)については、支配的事業者から他の事業者への卸売が提供されていなかったり、その提供が遅れていることが、新規参入者を競争上不利な立場にしていること。

また、支配的事業者が伝統的な音声サービスを提供しつつ、新規参入者が高周波数帯を借りて、自らの設備を使ってDSLサービスを提供する「共有アクセス」(shared access)は、未だどのEU加盟国でも提供されていないこと。

### (2) EU及び独における相互接続(00年10月要望リスト8.1)

(a) EUにおいては、相互接続指令(Directive 97/33/EC)(第7条の3)に基づいて、加盟国規制庁に対して「相互接続約款(相互接続に関する基本的な契約条件)(Reference Interconnection Offer: RIO)」を定め公表することを義務づけている。

については、現時点における「RIO」についての加盟国の実施状況を明らかにするとともに、欧州委員会は、市場ニーズに基づいた十分な「RIO」が制定されていない国に対して、時宜を得た「RIO」の制定・公表のために必要な改善措置を早急に(2000年中に)とることを要望する。さらに右過程において、欧州委員会は、「RIO」に記載すべき契約条件の中に、接続(ローカルループへのアンバンドリングされたアクセスを含む)に要する期間が含まれることを明確にし、加盟国に対し明示するよう要望する。

(b) 独における相互接続については、昨年3月のブラッセルの会議では、欧州委員会から独政府へ送付した意見書に対する独政府の回答を分析中ということであっ

たが、その内容はどのようなものか説明を求める。そして、その後の独政府と欧州委員会との調整の状況について、具体的な説明を求める。

更に、独においては、電気通信郵便規制庁が官報公示する「基本契約条件」及びエクストラネット上で入手可能な「その他の条件」を合わせて、相互接続指令（第7条の3及び第14条）に規定する「相互接続に関する基本的な契約条件（reference interconnection offer：RIO）」として整備されている。しかしながら、独における「RIO」（ドイツテレコムと他の事業者との間の接続条件）には標準的接続期間が明示されていないため、ドイツテレコムによる恣意的な交渉の遅延が起こる可能性もある。

については、独政府が、早急に（2000年中に）独の「RIO」の中に、接続に要する期間を含めることを要望する。

### （3）独・仏の免許料（00年10月要望リスト8.2）

独、仏における免許料は、依然として非常に高額であり、新規の市場参入にあたっての障壁となっており、競争制限的な制度である。

例えば独では、全国レベルの音声電話サービス免許料が300万マルク（約1.7億円）であり、仏では、全国レベルのサービス免許料は、申請時が75万フラン（約13百万円）また管理行政費として毎年75万フラン（約13百万円）となっている。仏の管理行政費用については、昨年1月から一昨年の半額になったとはいえ、合計額は依然として相対的に非常に高く、かつ毎年負担を強いられている。これは、新たに参入する事業者にとって過剰な負担であり、市場参入にあたっての障害となっている。

については、独政府及び仏政府が、適切な措置を早急に（2000年中に）講ずることを要望する。また、欧州委員会としても、両国政府が上記措置をとるよう確保することを要望する。

欧州委員会は、一昨年末に独に対して送付した意見書に対する回答を検討中ということであるが、その内容及びその後の独政府と欧州委員会との調整について具体的な説明を求める。また、本件に関する仏政府と欧州委員会との調整の状況についても今後のスケジュールを含め具体的な説明を求める。

また、欧州委員会は、昨年7月に公表された「電子通信ネットワーク及びサービスの認可に係る欧州議会及び理事会指令案」第12条に規定される「行政上の課金」について、免許料でカバーすべき行政費用の範囲を同指令案の発効時までには明らかにすることを要望する。

参考までに、我が国における事業許可に当たっての登録免許税は15万円（約2,580マルク、約8,650フラン）である。

#### ( 4 ) 欧州委による情報開示 ( 0 0 年 1 0 月要望リスト 8 . 3 )

欧州委員会は、各加盟国における電気通信市場の競争促進等に関する一連の指令の実施状況を定期的に調査し、公表している(「電気通信規制パッケージの実施状況に関する報告」)。

これらの公表資料の中では、電気通信関係の指令の実施を確保するために「欧州共同体設立条約 ( the Treaty establishing the european community )」に基づく違背手続き ( infringement procedure ) を躊躇せずを実施する旨を述べるとともに処理中の違背手続きの件数について記述されているのみである。

しかしながら、電気通信関係の指令を効果的に実施するためには、公表資料中にこれらの違背手続きに関する記述をするだけでは不十分であり、( 2 ) 及び ( 3 ) で既に述べた欧州委員会と加盟国政府との間の調整の状況を含め、電気通信関係の指令に対する違背手続きの進捗状況に関する情報について広く開示することが重要であると考える。

については、欧州委員会が右情報の開示制度を早急に ( 2 0 0 1 年中に ) 策定することを要望する。

## 8. 金融サービス

### (1) 金融分野におけるEU共通手続の導入(2000年10月要望リスト9.(1))

ある国で認められた活動、商品、ライセンス等に関して、他のEU加盟国でも自動的に認められ、追加的な手続の必要がなくなることを要望する。また、監督当局に対する届出書類の英語併記も併せ要望する。国毎に異なる内容、様式の届出を行うのは煩雑であり、ビジネス上の障害となっている。

### (2) 域内銀行と域外銀行の取扱いの統一及び仏における外銀の差別的取扱い

(2000年10月要望リスト9.(3))

(a)大口融資規制に関し、邦銀がポルトガル、オーストリア、ルクセンブルグ、オランダに支店を開設した場合は、EU加盟国籍の外銀支店に対する取扱い(外銀支店の融資についても本国での資本額を同規制の計算上用いる)を受けられない。邦銀支店については、当該支店の資本額(いわゆる「持ち込み資本額」)をベースにした規制がなされるため、一件あたりの融資額の上限が低く抑えられ、EU域内に本店を持つ他の銀行に比し不利である。前回のEU側回答では、EU域内に現地法人(支社)を設立すれば問題は解決されるというものだったが、これは現地法人と支店という経営形態の自由を奪うものであり、受け入れられない。域外に本店がある場合も同様の扱いとすることを希望する。現在、ポルトガル以外の3カ国に純粋な形での邦銀の「支店」は存在しないが、今後のビジネス展開の自由度を確保するという意味で、右規則のEU域内での統一的な取扱いを要望するものである。

(b)また、仏においては本店所在地がEU域内であるか否かによって以下のような取扱いの相違が見られる。(a)と同様に支店が現地法人かという経営形態の自由度確保の観点から、域内外の銀行を同様に取扱うよう要望する。

< 仏における取扱いの相違点 >

- ・域外銀行は支店開設の申請と許可が必要(域内銀行は事前報告のみ)
- ・域外銀行の支店は擬制資本が必要(域内他国銀行の支店は不要)
- ・域外銀行の支店は預金保険機構加入が必要(域内他国銀行の支店は不要)等

また、外銀支店でも保険料負担・救済スキームとも仏銀と同様に制度に組み込まれ、貸出残高による保険料分担の対象となる。これは我が国を含め他国には見られない規制であり、改善を要望する。

(c)なお、仏の金融監督に関して、以下2点を併せ要望する。

#### (i) 仏における資産査定

仏における資産査定の基準は明文化されたものが存在せず、銀行の所要引当金算定に際し検査官の裁量の余地が大きい。同じ取引先に対する貸出でも、銀行毎に検査官が違うために異なる指導が行われるケースがある。監督基準は銀行経営

上極めて重要な意味を持つものであり、ルールを明文化し、透明且つ明確にすることを要望する。

(ii) 仏における流動性比率規制

流動性比率規制について、本支店への資金放出ネット額（本支店への資金放出 - 本支店からの資金調達）について、本店からのStandby L/Cを差し引いて流動性比率を算出しなければならず、外銀の流動性比率算出上不利である。右規制の緩和若しくは撤廃を要望する。

## 9.自動車

### (1) 二輪車・商用車の車両形式認証制度(WVTA)の創設

(00年10月要望リスト11.(5))

WVTAは現在のところ乗用車のみ適用されているが、二輪車及び商用車についても早急の実施細目を定めて制度の運用を開始するよう要望する。

### (2) ECE規則13Hの採用(00年10月要望リスト11.(3))

国連ECE規則13Hの採択に係る閣僚理事会決定案が、前回の理事会で審議されたと聞いているが、右決定案の進捗状況について情報提供を要望する。また、車両型式認証指令との関連においても、ECE規則13Hの使用が可能となるよう同指令が改正されるものと認識しているが、ECE規則が採択されると同時に車両型式認証の取得も可能となるよう要望する。

### (3) 歩行者保護法規(00年10月要望リスト11.(7))

歩行者保護基準についてはEUが独自に作業をすすめているが、国際研究調和プロジェクト(IHRA)の枠組みの中で、日本、米国などとも歩調を合わせて調和基準を策定すべきである。また右基準の制定にあたっては、法令審議のプロセスの透明性確保を及び日本メーカー(JAMA)の参加を認めるよう要望する。さらに欧州メーカーが入手できる情報には日本メーカーもアクセスできるように環境を整えることを要望する。

### (4) スピードメーター指令(2000/7/EC)(00年10月要望リスト11.(9))

スピードメーター指令によると、右指令は、全ての二輪車に対して2000年7月の登録時から適用されると解釈されるが、既認可モデルへのリードタイムは皆無となっている。結果として既認可モデルを右指令に適合させるために改良を行わなければならない、メーカーに負担がかかる等の障害が出るため、右指令のリードタイムを緩和するよう要望する。なお、過去に他の指令において、リードタイムが当初の期限から一年後に変更された事例もある(93/91EEC)。

## 10. 建設

・白における建設業の運営（00年10月要望リスト10.）

### （a）白における建設業の営業手続の簡素化

白において建設業を営業するためには、建設業に限らず業種ごとに営業活動を行うのに必要な営業内容証明、及び28の工事業種ごとに必要な建設請負業者登録が必要である。この2つの手続については、申請機関が異なる上、それぞれ業種区分ごとに証明、登録が必要であり、手続が複雑で、このことが参入コストを増大させている。ついては、営業内容証明と建設請負業者登録手続を統合するか又は同一の機関に申請できるものとする事、及び営業内容証明、建設請負業者登録それぞれの業種区分の統合により、業種数の削減を図ることを引き続き要望する。昨年4月の回答に白外相から蔵相及び建設相あてにレターが提出されたとあるが、レター発出後の本件の状況につき説明を求める。

### （b）建設業の登録に関する指令案

昨年4月の回答によれば、「欧州委は、ある加盟国で正当に登録された企業が、他の加盟国でもその登録証明書により、建設業を営むことができることを内容とする指令案の作成作業を進めている」とのことであるが、その指令案の具体的な今後の検討スケジュールの説明を要望する。

### （c）白における工事代金支払い制度

建設業登録を受けていない建設業者が、施主から受け取ることができるのは、工事代金の70%のみである（工事代金の15%を税務当局に、15%を社会保険庁に納めなければならないため）。本件について、本制度の必要性の説明を求めるとともに、本制度の廃止または改善を要望する。

## 11. 観光

- ・伊及び西における観光ガイドの国籍要件（00年10月要望リスト6.(1)）

伊、西のガイド法によると、観光ガイドの資格取得はEU諸国（自国を含む）の国籍者のみに限定されている。EU側は、これらの国のガイド法の国籍要件はGATSに留保していると説明しているが、我が国旅行会社は、日本語を話すことができる案内人に加え、通常日本語を話すことができない現地ガイドを雇う必要があり、無駄な負担を強いられている。

(a) 2000年4月の欧州委回答によると、西は第三国によるサービスの提供は二国間協定により定められる旨説明しているところ、こうした協定締結にこだわることなく、ガイド法の国籍要件の緩和・撤廃につき、西政府が柔軟に対応することを要望する。また当面の要望として、現在は観光客の人数に関係なく強制されているガイドの同行を9名以下の少人数の団体には適用除外とするよう要望する。さらに右欧州委回答は観光ガイド規制は中央政府ではなく各自治体による規制である旨述べているが、不合理な問題が発生している状況を改善するために、中央政府がガイドラインを設定するなどして指導・勧告を行うことを要望する。

(b) 伊については、2000年4月の欧州委回答によると、1999年8月31日の大統領令により、第三国国民のガイド業務を認める可能性を示された旨説明されているが、現在のところまだ日本国民は実際上資格を取得することができない。については、ガイドの資格取得手続及び条件を明確に説明する事を要望する。

## C . 環境・食品安全関連規制

### 1 2 . 環境

#### 【総論】

現在、「廃自動車指令案(ELV)」がEU内部で検討、調整されていると承知しているが、我が国としても環境問題の重要性を深く認識しており、廃車に起因する環境への負担を軽減しよう」とするEUの目的については賛同するものの、未だ内容の一部については我が国自動車業界も強く懸念しているところ。

現在、「欧州廃電子・電気機器指令(WEEE)」及び「廃電池指令改定」が、EU内部で検討、調整されていることと承知しているが、我が国としても環境問題の重要性を深く認識しており、「電気・電子機器の廃棄物に起因する環境への負担を軽減しよう」とするEUの目的については賛同するものの、未だ内容の一部については我が国及び電子電気業界も懸念しているところ。

#### ( 1 ) 廃電池指令改定に対する要望 ( 0 0 年 1 0 月 要望リスト 1 6 . ( 1 ) )

( a ) ボタン電池の水銀含有量を 1 % から 2 % に緩和 ( 補聴器等の製品では 1 % を越えるため )

( b ) 含まれるカドミウムを 0 . 0 0 0 5 % 以上から 0 . 0 0 2 % 以上に緩和すべき ( cf . 一次電池における不可避免的なカドミウムの残留 ) 。 なお、ニカド電池についても本規定の対象外とする ( cf . 用途の大半においてニカド電池に代わりうる電池は存在しない ) 。

#### ( 2 ) E L V ( End of Life Vehicles : 廃自動車 ) 指令案に対する要望

( 0 0 年 1 0 月 要望リスト 1 6 . ( 2 ) )

この指令案は、新規に型式承認される乗用車に適用されるものとの理解でよいか。

使用禁止物質に関する現行の適用除外リストは、「代替物質がない」、「開発のためのリードタイムが必要」といった観点から、不十分である。また、我が国としては適用除外リストの拡充が必要と考える。

以下は、適用除外リストに追加されるべき部品・材料の一例

- ・鉛、ブロンズ製ベアリング・シェル及びピストン ( 鉛 )
- ・燃料タンク用コーティング ( 鉛 )
- ・ホイール・バルンサー ( 鉛 )
- ・ピエゾ電気素子 ( 鉛 )

- ・ グリス及びオイル（鉛）
- ・ ガラス（鉛）
- ・ ポリマー（鉛）
- ・ 蛍光管（水銀）

### （ 3 ） 代替物質規制（ 0 0 年 1 0 月要望リスト 1 6 . ( 3 ) )

欧州委員会が昨年 6 月 1 3 日に採択した、廃電気電子機器指令（WEEE）案及び電気電子機器中の特定有害物質の使用制限に関する指令（ROS）案について、電気電子機器の廃棄防止や有害物質の使用抑制等の目的には賛同するものの、本指令案の含有成分規制（"Substance Ban"：鉛、水銀、カドミウム等の使用規制）や、リサイクル率規制等については、これをあらゆる電気電子機器・部品について行うのであれば、そのような規制の必要性や、規制への対応の技術的な可否等を、あらゆる電気電子機器・部品について、網羅的に検討する必要がある。例示すれば、ROS による電気電子機器・部品中に含まれる鉛の除去規制及び代替物質の期限付き転用などは、現在の技術レベルを考慮すると達成不可能と考えられる。従って、一部除外規定はあるものの、指定物質による一律的な規制となっている現行案は、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的である可能性がある（TBT協定第 2 条 2 項）。かかる規制は、対象の電気電子機器・部品の範囲を明確にし、かつ、実現可能な技術レベルに照らした妥当な範囲でなければならない。これらに関し、貴地域に対する主要な電気電子製品・部品の供給者である我が国産業界とも十分な consultation を行うべきである。

### （ 4 ） ベルギー・フランドル地方廃棄物法（ 0 0 年 1 0 月要望リスト 1 6 . ( 4 ) )

1 9 9 9 年 7 月 1 日から施行されたベルギー・フランドル地方の廃棄物法は、廃棄自動車、タイヤ、白物家電、茶物家電を対象としているが、茶物家電の中にコンピュータ、コンピュータ用のモニタなども含まれるほか、廃棄物の回収では、メーカーに厳しい内容になっている。

この法律は、現在欧州委員会が検討している WEEE 指令と重複するものである。特に、WEEE でも問題になって、第 3 次案では消去された「小売店に廃棄物を引き取る義務」を課しており、WEEE で欧州全体のコンセンサスが得られる時点まで施行を停止するべきである。

### 13. 食品、TSE、ペットフード

#### (1) ホタテの輸入解禁 (00年10月要望リスト19.(1))

我が方は、日・EU間で合意した要領に基づく所定の手続きを終えており、その旨を昨年6月28日にEU側に通知したところであり、早期査察の実施を欧州委消費者保護総局及び査察担当事務局である食品獣医事務所に対して、これまで再三要請してきたところである。

しかし、本年1月に発表された食品獣医事務所の本年上半期(1月～6月)の査察プログラム(Food and Veterinary Office Programme of Inspections 2001)によると、我が国が含まれておらず、我が方は失望している。我が方は査察プログラムの再調整を要請する。

#### (2) 水産物(加工品を含む)のEU輸出にかかる施設の構造及び衛生管理等に関する基準の緩和 (00年10月要望リスト19.(2))

我が国よりEUに水産物を輸出する際、EUの施設の構造及び衛生管理等に関する基準をクリアーすることが条件とされている。EUの基準は米国の基準と同様、HACCPの理念に基づく基準であると認識しているが、例えば交差汚染防止のためEUの基準では作業工程の異なるエリア間の仕切を「隔壁」によるものと限定しているのに対し、米国の基準では作業時間をずらす等実質的に交差汚染が生じないような措置をとれば問題が生じないようにしており、柔軟かつ合理的なものとなっている。

我が国の水産加工企業はEUの基準を満たすために米国基準に比較して追加的な相当額の設備投資を行わなければならない、実質的に輸出が困難なものになっている。例えば、米国との比較では、現在EU基準を満たすとして認定されている加工場は12のみであるのに対し、米国の基準を満たすとして認定されているのは126以上である。

EU基準では輸出国政府機関が承認した施設のみが輸出可能となっているが、米国基準ではHACCPにより管理し、製造されたことを輸出国政府機関もしくは第三者機関等が保証すれば輸出可能である。EUにおいても、米国の方式を参考に施設基準及び施設認定方法について、柔軟な運用を行うよう要望する。

#### (3) TSE感染のおそれのある物質の使用禁止解除

(00年10月要望リスト12.)

欧州委員会においては、各国のBSEステイタスについて危険度評価が行われ、一昨年来の継続案件である「日本のBSEステイタスの評価」は、従来どおり行

れるものと承知している。

昨年3月の日・EU規制改革対話で述べたとおり、我が国にはこれまで狂牛病の発生はなく、また、狂牛病の侵入を防止するための防疫措置を取っており、このことはOIE（国際獣医事務局）への報告も行っている。

我が国は、98年2月に「我が国のTSEの状況を説明した資料」を欧州委員会に提出し、また、99年10月に追加データを提出した。

また、2000年6月30日付けEU官報によれば、BSEの国別危険度について4段階の評価を行うこととされ、昨年8月1日付けで科学運営委員会は23カ国についてリスク評価を終了したと承知している。

については、昨年3月の規制改革対話では、「第2回目の審査会議は3月中に開始される予定であり、日本の参加を期待する」旨の言及がEU側よりあったが、この会議は実際に開催されていないようであり、日本のリスク評価はどのような手順で行われるのか、今後の見通しはどのようになるのか説明を求める。また、いずれにせよ、早急に我が国のBSEのステータスの審査を進め、我が国を特定危険物質を含む食品等の規制対象から外すよう要望する。

#### （4）ペットフードの輸入解禁（00年10月要望リスト13.）

日本産ペットフードについては、ペットフードの対EU輸出が可能となる第3国リストに日本が含まれていないことを理由に、EU諸国向けの輸出が禁止されている。

我が国は、98年5月に在ブラッセル日本代表部より欧州委員会に対し、口上書にて、我が国を対EU輸出が可能となる第3国リストに載せるよう要請を行ったが、本件の解決に向けて進展が見られない状況である。

EU側の本件に関する進捗は、98年5月以降見受けられない。我が国としては、欧州委員会でEUへの輸入解禁手続が開始され、EU諸国へのペットフードの輸出が可能となるよう速やかな対応を要望する。

なお、前回の協議において（2000年3月）EU側より「TSEの問題が優先事項とされているため、本件については2000年夏以降でないとは取り組めない」とのことであったが、TSEの最終意見のとりまとめと審査は、一段落ついたようであり、本件についての日本への関連情報の照会はいつ行われるのか説明を求める。また、欧州委員会の検査官による検査はどのようなものか、検査はいつ行われるのか説明を求める。

## **D . 在留邦人に関する規制**

### 14 . 運転免許

- ・ 運転免許に関する E C 指令 ( 0 0 年 1 0 月要望リスト 3 . 総論 )

1991年7月29日、理事会において、運転免許に関する理事会指令 ( Council Directive on driving licences(91/439/EEC)、以下「 E C 指令 」) が採択され、右指令に基づき E U 諸国は関係国内法の整備・改正を実施することとなった。ほとんどの国は日本の免許証を現地免許証に書き換える際に日本の免許証を一旦没収するが、第三国の免許証の取扱については、加盟国に広い裁量が認められており、没収後免許証を廃棄する国と保管して帰国時に返却する国があり、 E U として統一された手続は存在しない。我が国は、免許証書き換え後の日本の免許証の即時返却を引き続き要望する。(同様の要望が独、仏、英、伊、ルクセンブルグ、瑞、白、デンマーク、葡、西の在留邦人からも提出されている。)

E U 加盟国免許証に我が国免許証のコピーを添付することにより我が国での運転を可能とすべきとの E U 側の提案は、著しく相互性を欠くものであり、また我が国道路交通法等の法令上、受け入れられない。

## 15. 滞在・労働許可

### 総論

EUの加盟国において、労働査証等の取得或いは更新手続に非常に日数を要するため、EU加盟国に進出している我が国企業にとって、従業員の円滑かつ計画的な採用や配置転換に支障をきたしている。また、複数の加盟国において、査証事務担当者によって扱いが異なったり、査証発給基準が明確でないなど行政手続が不透明であったり、また、手続が煩雑であったりするケースが散見される（仏、独、英、西、白、墺、希、葡、ルクセンブルグ、蘭）。よって、手続期間の短縮、手続の簡素化、許可証の有効期限の延長を要望する。

また、4月10日のEU側回答によれば、欧州委で長期滞在許可等につき統一的なシステムを検討中とのところ、早期の実現及び詳細な現状説明を要望する。

### (1) 伊における滞在・労働査証取得等の改善(00年10月要望リスト2.(1))

(a) 滞在許可証取得につき、伊側の説明では、申請後20日以内に発行することとなっているとのことだが、我が方が要望しているのは取得までにかかる日数であり、依然取得までに平均3ヶ月と長期間かかることが多いため、短期化を要望する。また、申請場所によっては手続きのため申請窓口前に立ったまま並び続けなければならないシステムになっているところ、番号札を配布して順次受け付けたりするようなシステムに改善するよう要望する。

(b) 労働査証申請場所や申請担当者によって、必要であるといわれる書類が異なる。これはルール変更があっても、末端の窓口まで徹底されていないためと見られる。必要書類の明確化(説明書類の発行等)および担当者に対する指導の徹底を要望する。

(c) 滞在許可証取得窓口である警察署の外事課において英語が通じないことが多く、英語を解する職員を出来るだけ配置することを引き続き希望する。

(d) 駐在員と一括ではなく単独で申請する配偶者の場合は、伊において伊側の回答にあるように家族証明だけではなく、実際には13種類の書類を準備した後に60日かけてその受理証を得るという作業を経て、在京伊大での申請を行うこととなっており、多大な負担となっている。引き続き改善を要望する。

(e) 自動車購入のために住民登録が必要とされており、住民登録の前提となる滞在許可証取得に時間を要するところ、住民登録を不要とする等の改善を引き続き要望する。また、伊側回答にある"remedial actions"につき説明を求める。

(f) 伊では出生地が重んじられ、査証等の取得時、その都度戸籍謄本のイタリア

語訳を提出する必要がある、手続きの簡素化を要望する。日本ではパスポート取得時に戸籍謄本を徴求し、本人であることを確認の上パスポートを発給していることをふまえ、パスポートに記載されている本籍をもって伊政府が出生地を確認すれば必要十分である。

## ( 2 ) 西における労働査証取得等の改善 ( 0 0 年 1 0 月要望リスト 2 . ( 2 ) )

( a ) 西では、労働査証取得の際に、申請日から逆算して過去 5 年間居住した国々の警察当局が発行した無犯罪証明書の提出が要求されるが、日本以外の国に居住していた場合、当該国から同様の証明書を取得するのに時間を要し、事務作業も極めて繁雑になる。昨年 4 月 1 0 日の欧州委側回答によれば、母国の関係当局による証明でも足りるように見えるが、我が国としては、日本人が労働査証を取得する場合、日本の関係当局が発行した無犯罪証明書のみ提出で足りるのか、との点の明確化を要望する。

( b ) 査証発行に係る手続は以前に比し全般的に迅速化が進んでいるものの、平均で 3 ヶ月程度かかっており、迅速化を要望する。

( c ) 西では外国人法の改正を審議していると承知しているが、我が方の要望が審議に反映されるよう要望する。

## ( 3 ) 希における労働許可証 ( 0 0 年 1 0 月要望リスト 2 . ( 4 ) )

希では非 E U 国民への労働許可発行に当たり、( a ) 非 E U 国民 1 人を雇うには少なくとも 5 人の E U 加盟国民を雇用しなければならない、( b ) 5 人を上回る E U 国民を雇用する企業は、E U 国民と非 E U 国民の比率を 1 0 : 1 に維持しなければならないとの条件が適用されている ( 但し、当該非 E U 国民が幹部職員である又は特定の技術的・科学的知見を有する場合には適用されない )。

現在、本件につき具体的に問題となっている日系企業はなく、また、希側回答によれば、希当局は、日本側要望に留意し本件を検討するとのことであるが、右を緩和することにより、日本を含む各国企業にとっての投資活動条件が大幅に改善されるところ、我が国としては、かかる要件の廃止を引き続き要望する。

また、労働許可証取得に時間を要することから手続き期間の短縮を要望する。

## ( 4 ) 独における労働許可制度の改善 ( 0 0 年 1 0 月要望リスト 2 . ( 5 ) )

駐在員は独到着後、労働査証の有効期間内に滞在許可及び労働許可を申請して取

得しなければならないが、98年以降シングルエントリービザしか発給されなかったため、その間にシェンゲン条約未締結国に出国できず、駐在員の業務に支障をきたしていた。昨年のブラッセル会合以降、在京独大使館等を通じ本件解決に向けた話し合いを行った結果、本件について解決が図られたことは評価している。他方、2000年12月に外国人施行令が改正されたが、滞在許可及び労働許可申請について、申請者の渡航前に独国内で代理申請手続きが行えるか否かが州によって異なっていることから、独国内で代理申請が統一的に認められることを要望するとともに、本人が希望する場合には、引き続き本邦にて査証発給手続きが行えることを確認したい。

また、独では州により労働許可の有効期間等扱いに差があり、駐在員の業務に支障をきたしているところ、労働許可制度の国内での統一化を要望する。

更に、日独ワーキング・ホリデー制度では、我が国に1年間滞在するドイツ人青年に就労期間の制限はないが、ドイツに1年間滞在する日本人青年には90日間の就労制限があるところ、右制限の撤廃を要望する。

#### (5) 白における労働査証(00年10月要望リスト2.(10))

(a) 労働査証取得に要する期間は以前は3～4週間であったが、現状では6週間程度かかるようになっている。また、最終学歴の証明書など以前は不要であった書類が97年ごろから追加された。労働査証取得期間の短縮化、書類の簡素化を要望する。

(b) 駐在員が現地法人で役員クラスの場合、労働査証発行時にプロフェッショナルカードの取得が義務づけられている。在京白大にてプロフェッショナルカードの取得を申請し、取得するまで数ヶ月間も要する。そのため、多くの場合、労働許可書の取得を行い、当地へ赴任し、その後切り替え手続きを行っているのが主流となっている。また、この切り替え手続きにも時間がかかっている。については、プロフェッショナルカードの取得の迅速化を要望する。

(c) 若年層を中心に最長滞在期間を4年までに限定する査証が出てきており、IT技術など専門性を持つ若年層を配置するのに障害となっている。については、制限の廃止を要望する。

#### (6) 仏におけるビジネス滞在許可、就労ビザの発行・延長・更新手続の改善・迅速化(簡素化)(00年10月要望リスト2.(6))

仏側による家族呼び寄せの手続きの改善及び長期滞在許可、就労ビザの発給手続の改善を評価するが、労働許可申請から取得まで最低2ヶ月、滞在許可証の更新手続に1ヶ月を要するというように、手続に要する日数が長く日本人駐在員の円滑な

移動・配置転換に支障をきたす場合があり、また緊急事態に対応不可能となっている。家族の呼び寄せについても、現行手続では少なくとも半年は要すと承知している。については更なる手続の短縮及び簡素化を要望する。また滞在許可証の有効期限の現在の1年から2年への延長を引き続き要望する。更に、事務担当者によって手続の取扱いが異なることもよく耳にするが、この点も引き続き改善を要望する。

(7) 仏の商業人手帳(00年10月要望リスト2.(11))

(a) 非EU加盟国の国民がフランスの会社の取締役役に就任する時には、商業人手帳の取得が必要とされているが、申請に必要な書類が多く、かつ各県によって異なりわかりにくい。例えば日・仏無犯罪証明書、履歴書、無破産宣誓書、無犯罪宣誓書、銀行残高証明書等の書類が必要であるが、県によっては上記に加え、戸籍抄本、卒業証明書等の書類を要求される。商業人手帳申請のために必要な書類を簡素化するとともに仏全体で統一することを要望する。

(b) また、商業人手帳の取得のためには4～5ヶ月かかり、かつ毎年更新が必要である。商業人手帳の有効期限の延長(2～3年)を要望する。

## 16 . 社会保障

### ( 1 ) 社会保障に関する情報交換 ( 0 0 年 1 0 月要望リスト 1 8 . )

日本と社会保障協定を締結していない欧州諸国においては、各国の基準に従い日本人駐在員が社会保障費の支払いを義務付けられるが、同一人が日本国内でも社会保障費の支払い対象とされ二重に支払う状態となっているため、企業にとって負担を強いられ、投資の妨げとなっているとの指摘は依然数多い。この問題については、既に独・英とは社会保障協定を締結し、仏とは予備協議中、また他のEU諸国を含むいくつかの国からも協定締結交渉開始の申し入れを受けているところであり、我が国としても、今後、我が国との人的交流の状況等に照らし、優先度の高い国から、順次協定締結交渉開始に向けた情報交換を進めていく用意がある。

### ( 2 ) 社会保障の統一化 ( 0 0 年 1 0 月要望リスト 1 8 . ( 1 ) )

EU域内で人が移動した場合、当該人についての社会保障の適用や課税標準が移動前の国と移動後の国とで異なる扱いをされるということと、手続きが複雑となりコストもかかることから、EUとして統一的な取り扱いをすべきである。